(4) 精神科急性期治療病棟入院料の注２の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬
(5) 精神科急性期治療病棟入院料の対象患者
別表第十に掲げる患者
(6) 精神科急性期治療病棟入院料の注４に規定する精神病棟看護・多職種協働加算の施設基準
第五の四の二の⑼のロの①及び②を満たすものであること。

十五の二　精神科救急・合併症入院料の施設基準等

(1) 精神科救急・合併症入院料の施設基準
イ　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院の病棟単位で行うものであること。
ロ　主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
ハ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。
ニ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
ホ　当該病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。
ヘ　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神科医が五名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。
ト　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
チ　当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。
リ　精神科救急・合併症医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ヌ　精神科救急・合併症医療を行うにつき十分な構造設備を有していること。
ル　精神科救急・合併症医療に係る実績を相当程度有していること。
(2) 精神科救急・合併症入院料の注２の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬
(3) 精神科救急・合併症入院料の対象患者
別表第十に掲げる患者
(4) 看護職員夜間配置加算の施設基準
イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。
ロ　当該保険医療機関において、入院患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。
ハ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。
ニ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
(5) 精神科救急・合併症入院料の注４に規定する厚生労働大臣が定める日
当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が三未満である日

十五の三　児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準

(1) 児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準
イ　二十歳未満の精神疾患を有する患者をおおむね八割以上入院させる病棟（精神病棟に限る。）又は治療室（精神病床に係るものに限る。）を単位として行うものであること。
ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。
ハ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
ニ　当該病棟又は治療室に小児医療及び児童・思春期の精神医療に関し経験を有する常勤の医師が二名以上配置されており、うち一名は精神保健指定医であること。
ホ　当該病棟又は当該治療室を有する病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟又は当該治療室を有する病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は当該治療室を有する病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ヘ　二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ト　二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。
チ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(2) 児童・思春期精神科入院医療管理料の注３に規定する精神科養育支援体制加算の施設基準
虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

十六　精神療養病棟入院料の施設基準等

(1) 精神療養病棟入院料の施設基準
イ　主として長期の入院を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
ロ　入院患者の退院に係る調整（以下「退院調整」という。）を担当する者が配置されていること。
ハ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
ニ　当該病棟を有する保険医療機関において、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に専任の常勤精神科医が一名以上配置されていること。
ホ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
ヘ　当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。
ト　当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
チ　精神療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
リ　精神療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。
(2) 精神療養病棟入院料の注２の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬